

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
7	令和8年 2月24 日	滋賀県温 室効果ガ ス削減目 標の評価 指標是正 および行 政運営の 透明化に ついて		<p>【陳情の趣旨】 滋賀県が掲げる「2030年度までに温室効果ガス50%削減」という中期目標について、外部要因を除外した「エネルギー消費量ベース」での実質的な進捗を併記し、評価指標の透明性を確保することを求める。あわせて、「原子力発電所に頼らない自立したエネルギー社会の実装」という本施策の原点に立ち返り、公表数値の算出根拠を明確化すること、および情報公開請求に伴う不服申立て（審査請求）への迅速な対応を行い、県民に対する誠実な説明責任を果たすことを強く求める。</p> <p>【陳情の理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 進捗率「70%」という名目値の欺瞞 滋賀県の最新報告では、2030年度目標に対する進捗率は70.0%とされている。しかし、これは関西電力の原子力発電所稼働等に伴う「電力排出係数」の改善に依存した「名目」の数字である。滋賀県のCO₂ネットゼロ施策は、本来、福島第一原発事故を教訓とした「卒原発」の理念に基づき、外部に依存しない自立的なエネルギー構造への転換を目的としていたはずである。しかし、現在の進捗報告は、その理念を置き去りにしている。 <ul style="list-style-type: none"> 実質進捗の停滞：県独自の省エネ努力を反映する「エネルギー消費量」で見ると、削減実績は2013年度比で15.7%の減少にとどまっている。 実質的な達成度：50%削減目標に対し、実質的な進捗率は約31.4%にすぎず、公表値と実態の間には2倍以上の深刻な乖離が存在する。 理念との矛盾：原発に頼らない社会を目指しながら、原発稼働による副産物（低炭素な電力）を実績として誇示することは、施策の自己矛盾であり、県民に対する欺瞞と言わざるを得ない。 目標達成不可能な年換算ペース：現状の3倍のスピードが必要 基準年（2013年度）から10年が経過し、目標達成までの残り期間はわずか7年である。現在のペースでは、滋賀県の脱炭素施策は根底から崩壊しかねない。 <ul style="list-style-type: none"> これまでのペース：年平均約1.57%の削減。 今後の必要ペース：残り7年で目標に到達するには、年平均約4.9%の削減が必要である。 現在の約3倍のスピードでエネルギー消費を減らさなければ、電力の低炭素化という「外部の下駄」が外れた瞬間に、本県の施策は破綻する。 事実を直視せず、見栄えのよい数字で真実を覆い隠すことは、誰にとっても利益にならない。 県民の誤認：「順調である」という誤ったメッセージは、県民や事業者の危機感をそぎ、本来必要な省エネ行動を停滞させる。 政策判断の誤り：欺瞞に満ちたデータに基づく政策は、将来的に必ず行き詰まる。 <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> エネルギー種別ごとの生データの開示：「GJ（ギガジュール）」や「t-CO₂」に集約する前の、電気使用量（キロワットアワー）、燃料使用量（キロリットル）、ガス使用量（立法メートル）といった、物理的な活動量そのものの経年推移を公開すること。 算出根拠の透明化：決算数値の算出根拠を明確にし、1円当たりの削減効率を厳密に検証、公表すること。 <p style="text-align: right;">以上</p>	総務・ 企画・ 公室常 任委員 会

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
8	令和8年 2月24 日	滋 賀 県 「事業所 省エネ・ 再エネ等 加速化事 業」等に おけるC O ₂ 削減根 拠の透明 化、時代 に即した 制度設計 の見直し、および行政手続の迅速化に関する陳情について		<p>【陳情の趣旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県が公表するCO₂削減量実績の算出根拠となる具体的エビデンスの即時特定および開示。 2. 削減効率を阻害する「1法人1回限り」等の制限撤廃を含む、実効性ある制度への抜本的見直し。 3. 執行率低下を無視した令和8年度予算における安易な補助上限引上げ計画の中止。 4. 行政不服審査における「2年待ち」とする不当な審理遅延（牛歩戦術）の即時是正。 <p>【陳情の理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 根拠なき決算公表と行政の説明責任放棄 県は数億円規模の予算事業に対し、成果の積算根拠を「不存在」としている。根拠データを持たずに公金を支出し、成果を確定させる運用は、地方自治法が求める誠実な財政運営に反する異常事態である。 2. 時代錯誤な「1法人1回」制約による削減効率の悪化 本事業は「1法人1回」の利用制限を設けているが、開始から15年以上が経過した現在、この制約が意欲ある事業者の継続的な取組を排除する障壁となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・弊害：削減意欲の高い優良事業者が排除され、県は予算消化のために削減効率の低い（1トン当たりのコストが高い）新規案件を無理に掘り起こさざるを得ない構造に陥っている。 ・結果：家庭部門、事業所部門ともに、予算投入額に対する削減効率が劇的に悪化（数年前の約3倍以上のコスト増）した時歴があり、それを無視した政策決定は合理性を喪失している。 3. 令和8年度予算案における「予算消化」目的の条件緩和に対する反対 令和5、6年度において予算余剰が常態化し、令和7年度も採択、交付額が伸び悩む中、令和8年度に向けた補助上限の引上げ（100万円から150万円等）を計画した場合、それは、単なる「予算枠の維持」を目的としたばらまきである。真に必要なのは「1回限り」の制限撤廃や、実効性あるソフト支援（省エネ診断等）との連携であり、現状のままの増額は県民の血税に対する背信行為である。 4. 専門家組織としての提言：ソフト面データの欠損と評価のゆがみ 経済産業省の省エネお助け隊として交付決定を受ける一般社団法人エナジーセーブデザイン協会の知見によれば、現在の県の手法は「ハード（設備）更新」の数字を並べるのみで、持続的な削減に不可欠な「ソフト（運用改善）」の効果が完全に欠落している。公平性を口実とした硬直的な制度運用が、滋賀県全体のCO₂削減目標達成を遠ざけている。 5. 「2年待ち」回答による組織的な牛歩戦術の打破 情報公開請求からの非公開決定に対して、正当な不服申立てに対し、担当部署が示した「裁決まで2年以上」という回答。これは行政不服審査法を精神的にじゅうりんする事実上の権利行使妨害であり、自らの制度的欠陥が露呈することを恐れた時間稼ぎである。 <p>【結びに代えて】</p> <p>「公平性」という言葉を隠れみにした硬直的な制度運用と、その失敗を「不存在」や「審理遅延」で隠蔽する姿勢は、県民の信頼を著しく損なうものである。議会においては、本事業の費用対効果を厳格に調査し、実効性ある「真の環境行政」への転換を指導されたい。</p>	総務・ 企画・ 公室常 任委員 会

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
9	令和8年 2月24 日	滋賀県産 業支援プ ラザによ る事業運 営の透明 性確保お よび地域 経済循環 の徹底に 関する陳 情につい て		<p>【陳情の趣旨】 滋賀県の中核支援機関である「公益財団法人滋賀県産業支援プラザ」が、県からの受託事業（省エネ等伴走支援事業業務委託）において、県内リソースを軽視し、長年にわたり特定の県外団体へ実務を再委託し続けている現状を是正し、真に滋賀県内の産業振興と地域経済循環に資する事業運営を求めるものである。</p> <p>【陳情の理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助金要件と自らの中抜き著しい「二重基準」 滋賀県および同プラザが実施する「省エネ・再エネ設備導入加速化補助金」等では、県内経済の循環を目的として、発注先を「滋賀県内に本店を置く事業者」に厳格に限定している。民間企業には地域貢献を強く求めながら、プラザ自らが県から受託する事業（省エネ研修会等）においては、県外の特定団体へ「特命随意契約」で再委託を繰り返しており、準公的機関としての整合性を著しく欠いている。 15年間に及ぶ県内専門家育成成果の軽視 滋賀県は、CO₂ネットゼロ社会の実現に向け、多額の公金を投じて15年以上にわたり県内専門家の育成に尽力してきた。現在、滋賀県内にはこれらの知見を統合し、実務を完遂できる優秀な専門家集団や法人が十分に育っている。 それにもかかわらず、本県の産業実態に疎い県外団体へ実務を「丸投げ」し、県外への公金流出を許容し続けることは、県が自ら育てた「地域資産」の活用機会を奪う背信行為であり、本県産業の自立を阻害している。 事業の形骸化と実効性の欠如 情報公開資料および実態によれば、当該研修会は既存資料の流用にとどまるなど形式的な運営に陥っており、最終回等の参加者数の激減という形で県内企業からの評価も既に下されている。 県内事業者が主体となれば可能であったはずの「地域密着型のネットワーク構築」や「現場に即した知見の共有」という可能性が、安易な県外委託によって摘み取られている。 「特命随意契約」の固定化による弊害 特定団体との契約が長期間にわたって固定化されていることは、競争原理を働かせず、事業の質の低下を招く「官民癒着」の温床となりかねない。これを追認し続けている滋賀県CO₂ネットゼロ推進課の管理監督責任も極めて重大である。 <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 滋賀県産業支援プラザが実施する全ての受託事業において、民間企業に課しているルールと同様の「県内事業者優先の原則」を適用し、不透明な県外団体への再委託を即刻見直すこと。 県が15年かけて育成した県内の専門家や団体が、下請けとしてではなく「主体」として事業に参画できる仕組みを構築すること。 形骸化している省エネ研修会等の事業について、第三者による実効性評価を行い、県内産業に真の利益をもたらさない予算執行は中止または抜本的に改善すること。 <p style="text-align: right;">以上</p>	総務・ 企画・ 公室常 任委員 会

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
10	令和8年 2月24 日	令和8年 度新規事 業「中小 企業省エ ネ診断・ 可視化支 援事業」 における 官民役割 分担の見 直しにつ いて		<p>【陳情の趣旨】 滋賀県および滋賀県産業支援プラザが計画している、プラザ職員が直接事業場を訪問し可視化機器を用いて省エネ支援を行う新規事業について、その立案プロセスにおける責任所在の不明確さを是正し、民間市場を破壊する「民業圧迫」および「行政の肥大化」を回避するため、事業内容の抜本的な見直しを求めるものである。</p> <p>【陳情の理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 確立された民間市場への不当な介入（民業圧迫） 滋賀県内には、既に10年以上にわたり国の「省エネお助け隊」等として活動し、自己資本による機材投資とリスク負担を行って「エア漏れ診断」等の可視化支援を提供してきた民間専門団体（一般社団法人エナジーセーブデザイン協会を含む32者）が実在する。これら先駆的な民間市場に対し、公金で機材をそろえた準公的機関が「無料」を武器に参入することは、民間企業の投資意欲をそぎ、地域経済の自律的な発展を阻害する行為である。 2. ターゲット層に対する供給能力の誤認と恣意的なデータ運用 県内中小企業のうち、診断効果が高いとされるエネルギー消費量、2,000ギガジュール以上の企業（約40社）の規模は、既存の民間団体で十分に対応可能な件数である。「民間ではキャパシティ不足である」という行政側の主張は客観的事実に基づかず、公金の投入を正当化するための恣意的な論理と言わざるを得ない。 3. 行政の肥大化と公金の非効率な運用 民間が自己責任で負担している機材購入費、維持管理費、校正費、および高度な専門教育コストを、あえて税金で肩代わりする妥当性はない。本来、行政の役割は「民間サービスの利用促進」にあるべきであり、手法が確立された実務を非専門家である職員がなぞることは、行政の肥大化と公金の浪費を招く。 4. 中小企業における「機会損失」の懸念 高度な知見を持つ民間団体は、診断のみならず投資回収計算や施工管理まで一貫した支援を提供している。行政による「可視化のみ」の簡易な診断が普及することで、事業者がより深い専門的支援を受ける機会を逸し、結果として県全体のネットゼロ達成を遅延させる「実質的な不利益」を事業者に与えるおそれがある。 <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民間団体の活動を意図的に排除し、市場を独占しようとする令和8年度新規事業を即時中止すること。 2. 産業支援プラザが「情報の優位性」と「公的資金」を利用し、民間の省エネ支援事業を実質的に強奪しようとした経緯について、第三者機関による厳正な監査を実施し、公表すること。 3. 経済産業省の交付決定団体である民間事業者が10分の1負担という適正なコスト意識の中で提供している高度な専門サービスを尊重し、それを阻害せず、支援する官民役割分担を再構築すること。 <p style="text-align: right;">以上</p>	総務・ 企画・ 公室常 任委員 会

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
11	令和8年 2月24 日	CO ₂ ネットゼロ 関連施策 における 意思決定 プロセス の透明化 と、滋賀 県産業支 援プラザ のガバナ ンス是正 を求める 陳情につ いて		<p>【陳情の趣旨】</p> <p>1. 事業立案における責任所在の不明確さとガバナンスの欠如 CO₂ネットゼロ施策における立案過程において、滋賀県CO₂ネットゼロ推進課と滋賀県産業支援プラザの間で、責任の所在が「指示」と「提案」という言葉によって互いに転嫁される「責任のたらい回し」の様相が極めて顕著である。民間市場を破壊するほどの強い介入決定を「誰が」「どのような根拠で」行おうとしているのかが不透明であり、施策の失敗（民間事業者の撤退や地域専門ノウハウの喪失）が発生した際の責任の所在が曖昧である。具体的例として、滋賀県内で令和2年度から「経済産業省省エネお助け隊」として累計340件以上の省エネ診断・省エネ伴走支援を実施した実績のある一般社団法人エナジーセーブデザイン協会（以下ESDA）に一度もヒアリングを行わないなどが挙げられ、このような無知で無責任な体制下で強行される施策は、行政としての信義にもとるものであり、断じて容認できない。</p> <p>2. 滋賀県産業支援プラザによる市場支配と「統計的に不自然な案件調整」の疑い 滋賀県産業支援プラザは、県内の情報集約機関としての優位性を悪用し、意図的に民間への支援要請を調整することで、特定機関による市場独占を図ろうとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ESDAの実績によれば、省エネ診断から伴走支援への継続支援率は50%～60%という高い水準を維持している。令和7年度の省エネ診断実績が121件であることに照らせば、本来であれば60件～70件以上の伴走支援需要が顕在化するはずである。 ・しかし、4年間の実績が令和4年15件、令和5年8件、令和6年29件、令和7年29件、累計80件にとどまっている事実は、需要実態として極めて不自然であり、プラザ側が意図的に案件の掘り起こしを制限し、「件数拡大が見込めない」という偽りの口実をつくり出している疑いが濃厚である。 ・令和4～7年度において累計487件の省エネ診断実績がありながら、なぜ需要を過小評価し、既存の伴走支援事業を廃止させてまで100%県税による独占事業へ移行させるのか。これは「産業支援」の名を借りた、特定外郭団体の権益拡大のための「民間産業の破壊行為」であり、「組織的な市場乗っ取り」と言わざるを得ない。 <p>3. 公的資金を背景とした「支援スキームの強奪」と背信行為 仮に現在の「滋賀県省エネ等伴走支援事業」が廃止され、滋賀県産業支援プラザが代替事業を独占した場合、100%公的資金を背景に「完全無料」をうたい、あたかも自らが考案したかのように、民間団体が10年以上かけて築き上げた支援手法をなぞり始める。</p> <p>一方、国の制度である「省エネお助け隊」等の民間支援は、規定により支援費用の10分の1の受診事業者負担が発生する。どれほど民間側の支援が質において優れていたとしても、公金の暴力とも言える「無料」を掲げる行政と競合させられた土俵で、健全な運営を継続することは不可能である。</p> <p>民間が育てた知見を吸い上げ、制度上の優位性を利用して民間を市場から駆逐しようとする行為は、民間活力を生かすべき産業支援機関による「究極の背信行為」であり、圧倒的なガバナンス欠如の事例として断罪されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	総務・ 企画・ 公室常 任委員 会